

用語集

ページ

あ 行

- エコプラザ西東京 P 16
環境保全や循環型社会の形成につながる活動・啓発・学習の拠点施設として、平成20年6月24日に開館した（泉町三丁目12番35号）。多目的スペース、講座室、環境学習コーナーなどがあり、環境保全に関する啓発イベントなどを開催しているほか、多目的スペースと講座室は、環境の保全と循環型社会の形成につながる活動をしている市民または市内団体に対して貸出を行っている（有料）。
また、展示スペースでは、シルバー人材センターがリサイクル家具の展示等を行っている。
- NPO（法人） P 11,18,19,21,30
特定非営利活動法人として、平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体をさす。

か 行

- カラー舗装 P 27
美観上、あるいは交通安全対策上、道路の機能を高めるために着色した舗装で、着色舗装とも呼ばれる。細街路においては、主にドライバーの注意を喚起し速度の抑制を促すために用いられている。
- 公園の誘致距離 P 22,31
誘致距離とは、公共施設利用者が施設を利用するときに抵抗のない距離をいう。都市公園法第2条に基づく都市公園には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園などの種別があり、このうち街区公園、近隣公園、地区公園については誘致距離をそれぞれ、250m、500m、1kmを標準としている。
- 交通安全協力員 P 28
交通事故防止のため、地域における交通安全教室などの企画・運営などの支援・協力を行う人をいう。
- 交通擁護員 P 28
公立小学校の児童の通学途上における安全確保を図るために配置される人をいう。

コミュニティバス P 11,29
 路線バスと乗り合いタクシーの中間的な役割を担う小型バスで、バス交通に恵まれない不便な地域を運行する乗り合いバスの総称である。本市では、平成14年3月に「はなバス」の運行を開始している。

さ 行

災害時要援護者対策 P 20
 災害時要援護者とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動をとるのに支援を要する人で、一般的には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等などが想定されている。近年の風水害や豪雪においては、死者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど、災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題とされている。

災害時要援護者対策を進めるため、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）」では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者避難支援計画の具体化、避難所における支援、関係機関等との連携を課題に挙げ、その対策を示している。

ささえあい訪問サービス P 20
 市内在住のおおむね65歳以上の方で、親族・近所・友人からの見守りが少ない方、またはふだんの生活に不安がある方を対象に、月1回の玄関までの訪問と、週1回の外からの生活状況の確認を行うサービスである。

ささえあい訪問協力員養成研修を受講した地域のボランティアが、高齢者宅を訪問し、玄関で話を聞いたり、まちで会ったときに声かけをしたりして、安否の確認を行うほか、新聞受け・郵便受け、照明の点灯などの状況からも高齢者の見守りを行っている。

市街化区域 P 22
 無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域の中で積極的に市街化を図っていくものとして区分された区域で、すでに市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市民協働推進センター P 18,21
 さまざまな立場の人や団体が協働して地域課題の解決にあたる「協働によるまちづくり」を推進するため、市がその拠点として設置する施設である（平成20年度、南町5-6-18 イングビル内）。具体的には、市民活動に関する情報の収集や提供、総合的な相談、また団体相互の連携・交流支援などを行う。

市民農園 P 37

潤いある緑地空間としての農地を保全するとともに、市民が自らの手で野菜を栽培し、生産の喜びと農業に対する理解を深めるために利用されている農園である。新町、北町、富士町、西原町の4箇所（約240区画）がある。

障害者基本法 P 6

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者施策を総合的かつ計画的にすすめること、障害者福祉を増進することを目的とする法律である（平成5年施行）。平成16年6月に改正され、何人も障害のある人に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。法第18条では、国及び地方公共団体、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならないと規定している。

（仮称）障害者福祉総合センター P 20

障害の種別にかかわらず、西東京市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点とし、併せてノーマライゼーションの促進を図ることを目的とした施設である（建設場所：田無町四丁目17番14号、平成20年度設計、平成21・22年度建設予定）。

施設内容としては相談支援センター、就労支援センター、交流スペース、生活訓練室、地域活動支援センター、会議室、情報コーナー、生活介護事業所、多目的室などの整備が予定されており、市民及び利用者のニーズに合った利用しやすい施設として整備することとしている。

身体障害 P 45

身体障害者福祉法に規定された視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（68ページ参照）をいう。

身体障害者手帳 P 4, 46

身体障害のある人に交付されるもので、これを受けることにより自立支援医療の給付や税の減免、航空運賃の割引などの各種制度の利用ができるほか、各種の障害福祉サービスが受けられる。

精神障害 P 45

統合失調症、躁うつ病、うつ病、器質性精神障害（てんかん等）、中毒性精神障害など、精神の病気のために社会生活が困難になっている状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳 P 4,47
 精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある人に交付されるもので、その人の自立と社会参加を促進するための手帳である。これを受けることにより、各種の支援・サービスが受けられる。

た 行

体験型農園 P 37
 農家の方の技術指導を受けながら野菜栽培ができる農園で、農業経験のない人でも安心して野菜づくりに取り組むことができる。市民と農業従事者の密接な交流を図り、かつ、農地も保全できる形態として平成17年度から始められている。

地域活動情報ステーション P 21
 市内で活動を展開する市民団体、NPOに関するさまざまな情報を集約し、市民に提供するため、市が開設するホームページである。登録した団体は、団体情報・イベント情報等を掲載・更新することができる。市のホームページからは独立した情報サイトとして、インターネットからだれでも閲覧できる。

地域福祉計画 P 8,20
 平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により制定された社会福祉法（第107条）の規定に基づいて策定される計画で、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、および地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を定める。なお本市では、平成21～25年度を期間とする「西東京市地域福祉計画（第2期）」を策定している。

地区計画 P 27,28
 都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、開発または保全するために定められる計画をいう。

知的障害 P 45
 先天性、出生時または出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

都市計画道路 P 11,27,28,29
 都市計画法第11条に規定された都市施設の1つで、都市計画によって決定された道路をいう。定める事項としては、種類、名称、位置、区域、種別及び車線の数その他の構造となっている。安全・快適な交通の確保、みどりの空間の確保、活力と魅力のある

都市形成、防災機能の強化、上下水道・都市ガスなどの収容機能などさまざまな機能を有している。

な 行

内部障害 P 46
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の各機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害等をいう。

西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会 P 5,39,41,48
西東京市人にやさしいまちづくり条例（第9条）に基づき設置される、人にやさしいまちづくりの推進に関する事項について調査審議する市長の附属機関である。協議会は、市長の諮問に応じ、推進計画に関する事項、人にやさしいまちづくりにかかわる表彰に関する事項、大規模な土地の取引に関する事業、大規模な開発事業に関する事項等について調査審議し、答申する。

ネットワーク P 11,20,21
各主体を網の目のように結びつなくこと。サービス提供においては、サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築することを意味する。

農業景観散策会 P 37
西東京市内の農地等のある風景を営農者の協力を得て、市民が楽しみながら農業について学び、散策する会。平成18年度から年1回実施しており、職員が引率している。

ノーマライゼーション P 1
障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前（ノーマル）であるという考え方をさす。

は 行

パブリックコメント P 5,48,51
行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度（意見公募手続）で、平成17年6月の行政手続法の改正により制度化された。市が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。

バリアフリー P 10,11,12,13,14,15,17,35

高齢者や障害者が社会へかかわりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会にかかわりやすくする環境を整えようとする考え方である。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。

ヒートアイランド現象 P 1

ビルやマンションなどの建物や自動車から出る排熱、アスファルトからの放熱などが大きい都市部では、郊外に比べて気温が高くなる。こうした地域で気温の等高線（等温線）を描くと、高温部分が島のように都心部を取り巻く形として表れることからヒートアイランド現象と呼ばれる。都市高温化ともいう。

人にやさしいまちづくり事業 P 22,27

福祉インフラ整備に関する施策の推進方策として、国土交通省（旧建設省）が平成6年に創設した事業制度である。市街地における高齢者・障害者の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備、高齢者等の利用に配慮した建築の促進等を図ることを目的としている。

国により事業が採択された場合、屋内外の移動施設（スロープ、エレベーター、案内装置など）や、移動施設と一体的に整備される公共空間（広場、ホール、トイレなど）の整備に対して一定割合の補助が受けられる。

本市では、合併前の旧田無市が平成9年に、旧保谷市が平成12年にそれぞれ「人にやさしいまちづくり事業基本構想、同整備計画」を策定している。さらに合併後の平成15年には、ひばりが丘周辺地区、東伏見駅・西武柳沢駅周辺地区の基本構想、整備計画を策定し、公共建築物や道路・歩行空間その他交通施設等の整備を推進している。

ポケットパーク P 31

道路整備や交差点の改良などによって生じたスペースに、ベンチを置くなどしてつくられた小さな公園または休憩所をいう。本市では、都市計画道路の整備に並行して、住吉第一・第二ポケットパーク、下保谷第一～第三ポケットパークなどが設置されている。

保存樹等の指定基準 P 37

西東京市みどりの保護と育成に関する条例施行規則第2条の保存樹等の指定基準により、樹木の大きさや生垣の長さが一定の基準以上の保存樹木・保存生垣について、その所有者等から指定の申請があった場合、保存樹木・保存生垣として指定される。

ボランティア P 11,12,19,21,30
市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

ま 行

マーキング P 27
道路交通の規制、指示などのために、舗装面、縁石などの路面にペイントで描かれる記号や文字の標示をいう。

ミニデイサービス P 19
在宅の虚弱高齢者、単身生活高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、当該高齢者に対しレクリエーション等の活動を行う。

や 行

ユニバーサルデザイン P 9,11,15,22,26
ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

ら 行

療育手帳（愛の手帳） P 4,47
知的障害者（児）の人に交付されるもので、これを受けることにより一貫した指導・相談や障害福祉サービス、各種援助が受けやすくなる。なお、東京都では「愛の手帳」という。